行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者（令第十三条第五項第二号に規定する旅行業者をいう。以下同じ。）があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者（外国において旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項（定義）に規定する事業と同様の事業を行う者をいう。以下同じ。）があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三　令第十三条第五項第三号に規定する事項　携帯品番号（予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。第二条の九第三項第三号及び第二条の二十一第三号において同じ。）その他参考となるべき事項

四　［略］

（税関空港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

第二条の四　法第十五条第十二項（入港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

［項を削る。］

（外国貿易船等の入港手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の五　法第十五条第十四項ただし書（入港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者（令第十三条第五項第二号に規定する旅行業者をいう。以下同じ。）があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者（外国において旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項（定義）に規定する事業と同様の事業を行う者をいう。以下同じ。）があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三　令第十三条第五項第三号に規定する事項　携帯品番号（予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。第二条の八第三項第三号及び第二条の十四第三号において同じ。）その他参考となるべき事項

四　［同上］

（税関空港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の五　法第十五条第十三項（入港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2　法第十五条第十四項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を利用して同条第十三項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

［条を加える。］

電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して法第十五条第一項の規定による報告（積荷に関する事項の報告を除く。）、同条第二項の規定による書面の提出（積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。）、同条第七項から第九項まで若しくは第十三項の規定による報告又は同条第十項の規定による書面の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の六　［略］

2　3　［略］

一　航空法第百条第一項（許可）の許可を受けた者（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限る。）以外の者又は同法第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の許可を受けた者以外の者が運航する航空機（次号及び第三号並びに第二条の二十四第三項において「不定期航空機」という。）であつて、本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（次号及び第三号において単に「航行時間」という。）が二時間以上の場合　その税関空港に入港する九十分前

［二・三　略］

4　［略］

5　［略］

［一・二　略］

三　令第十四条第八項第三号に規定する事項　携帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機（法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。第二条の十二第三号及び第二条の二十四第五項第三号において同じ。）その他参考となるべき事項

四　［略］

（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の六　［同上］

2　3　［同上］

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項（許可）の許可を受けた者（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限る。）以外の者又は同法第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の許可を受けた者以外の者が運航する航空機（次号及び第三号並びに第二条の十六第三項において「不定期航空機」という。）であつて、本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（次号及び第三号において単に「航行時間」という。）が二時間以上の場合　その税関空港に入港する九十分前

［二・三　同上］

4　［同上］

5　［同上］

［一・二　同上］

三　令第十四条第八項第三号に規定する事項　携帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機（法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。第二条の十第三号及び第二条の十六第五項第三号において同じ。）その他参考となるべき事項

四　［同上］